

平成17年4月11日
内閣府（防災担当）

4月11日 事務次官等会議
4月12日 閣議
4月15日 公布（予定）

「平成十六年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

1 政令案の概要

平成16年の新潟県中越地震による災害を同年11月12日の閣議において、特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責、法人の破産手続開始の決定の留保といった特例措置を講じたところである。

今回、新たに、被災者の権利保護を目的に、特定非常災害に起因する民事紛争について、民事調停法による調停の申立てをする場合の申立て手数料を、民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項の規定にかかわらず、政令の指定する一定地区で免除する措置を講じる。

本政令は、新潟県中越地震の被災地において、借地借家関係その他民事上の法律関係に著しい混乱が生じ、今後、法的紛争がより顕著化することが見込まれるなかで、民事調停手続きの活用を促進し、速やかな被災地の復旧・復興に資するものである。

2 本措置に係る地区

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市、北魚沼郡川口町、刈羽郡刈羽村及び同郡西山町の10地区

3 本措置に係る期日

平成19年9月30日

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（総括担当）付 江 口

TEL 03 - 3501 - 5408

参事官（復旧・復興担当）付 浅 川

TEL 03 - 3501 - 5191

政令第 号

平成十六年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年新潟県中越地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十六年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条」を「第六条」に改める。

第五条の見出しを「（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）」に改める。

本則に次の一条を加える。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、新潟県のうち長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市、北魚沼郡川口町、刈羽郡刈羽村及び同郡西山町の地区と

する。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。